

令和4年度第4回介護保険運営協議会

日時 令和5年2月15日（水）午後1時30分

場所 一関保健センター多目的ホール

次 第

委嘱状の交付

1 開 会

2 挨 拶

3 審 議

(1) 協議事項

ア 指定地域密着型（通所介護）サービス事業所の新規指定について
(資料No.1)

イ 指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定更新について
(資料No.2)

(2) 報告事項

ア 令和4年度指定地域密着型（介護予防）サービス事業所実地指導の実績について
(資料No.3)

イ 特別養護老人ホーム入所待機者調査の結果について
(資料No.4)

ウ 令和4年度地域連携推進会議の報告について
・一関西部地域連携推進会議 (資料No.5)
・一関東部地域連携推進会議 (資料No.6)

(3) その他

4 その他

5 閉 会

介護保険運営協議会及び運営部会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和6年3月31日

※任期途中での変更があった場合は現任者を掲載

	役員	地域	氏名		所属	選出規定	運営部会
1	会長	一関	寺崎 公二	男	一般社団法人一関市医師会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	地域密着
2		花泉	吉原 睦	男	一関歯科医師会 副会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	包括 (部会長)
3		一関	中目 幸晴	男	両磐ブロック高齢者福祉協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	地域密着 (部会長)
4		一関	鈴木 道明	男	一般社団法人岩手県介護老人 保健施設協会 事務局長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	包括
5	副会長	一関	中澤 伸一	男	社会福祉法人一関市社会福祉 協議会 介護事業課長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	包括
6		一関	佐々木 裕子	女	一関市民生委員児童委員連絡 協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	包括
7		平泉町	佐藤 照子	女	平泉町民生児童委員協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	地域密着
8		一関	皆川 真琴	男	両磐地区介護支援専門員協議会 監事	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	包括 (職務代理者)
9		一関	長澤 茂	男	一関市医療と介護の連携連絡 会 幹事長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	地域密着
10		一関	岩渕 松義	男	認知症の人と家族の会岩手県 支部一関地区世話人	第3条第1項第2号 (被保険者)	包括
11		一関	沼倉 恵子	女	一関市まちづくりスタッフバン ク	第3条第1項第2号 (被保険者)	地域密着
12		川崎	千葉 博	男	一関市行政区長会連絡協議会 会長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	包括
13		一関	佐藤 清子	女	一関市老人クラブ連合会 副 会長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	地域密着
14		川崎	佐々木 京子	女	一関市保健推進委員連絡協議 会 副会長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	包括
15		-	木村 博史	男	岩手県一関保健所長	第3条第1項第4号 (学識経験者)	地域密着

参考：女性の比率：33% (5/15)

(順不同)

介護保険運営協議会及び運営部会職員

構成市町関係

職名	氏名	備考	運協	運営部会	
				地域密着	包括
介護保険担当参事	鈴木 伸一	一関市保健福祉部長	○		
介護福祉主幹	佐藤 和幸	一関市保健福祉部長寿社会課長	○		○
介護福祉主幹	穂積 千恵子	平泉町保健センター所長	○	○	

一関地区広域行政組合関係

職名	氏名	備考	運協	運営部会	
				地域密着	包括
事務局長	佐藤 正幸		○		
事務局次長兼介護保険課長	猪股 浩子		○	○	
介護保険課課長補佐兼介護保険総務係長	千葉 麻弥		○		○
介護保険課課長補佐兼認定調査係長	伊藤 晃		○		○
資格給付係長	里舘 弘美		○	○	
介護保険課主査	糸数 透		○	○	
介護保険課主任主事	安部 淳		○	○	
一関西部地域包括支援センター所長	高橋 恵		○		○
一関東部地域包括支援センター所長	小野寺 久美		○		○
さくらまち地域包括支援センター管理者	太田 真希子				○
はないずみ地域包括支援センター管理者	佐々木 紫				○
しぶたみ地域包括支援センター管理者	小野寺 理恵				○
ふじさわ地域包括支援センター管理者	畠山 あけみ				○
ひらいずみ地域包括支援センター管理者	千葉 礼子				○

一関地区広域行政組合介護保険運営協議会規則

平成 18 年 4 月 1 日

一関地区広域行政組合規則第 18 号

一部改正 平成 24 年 3 月 規則第 4 号

(設置)

第 1 条 この規則は、一関地区広域行政組合介護保険条例（平成 18 年一関地区広域行政組合条例第 27 号）第 3 条の規定により、一関地区広域行政組合介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画の策定及び推進に関して審議すること。
- (2) 介護サービスの提供に関して審議すること。
- (3) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 42 条の 2 第 5 項に規定する地域密着型介護サービス費の額に関して審議すること。
- (4) 法第 54 条の 2 第 5 項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額に関して審議すること。
- (5) 法第 78 条の 2 第 7 項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定等に関して審議すること。
- (6) 法第 78 条の 4 第 5 項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して審議すること。
- (7) 法第 115 条の 12 第 5 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関して審議すること。
- (8) 法第 115 条の 14 第 5 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して審議すること。
- (9) 法第 115 条の 46 に規定する地域包括支援センターに関して審議すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、介護保険事業の運営上必要と認める事項に関して審議すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 保健医療福祉の関係者

(2) 法第9条に規定する第1号被保険者及び第2号被保険者

(3) 各種団体等の関係者

(4) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、管理者が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 第2条第3号から第9号まで掲げる事項について専門的調査及び研究を行うため、協議会に部会を置く。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部に属する委員の互選とする。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を会長に報告する。

5 部会長は、必要に応じて部会を招集し、部会の議長となる。

6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、介護保険課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

地域密着型サービス運営部会設置要領

(設置)

第1 一関地区広域行政組合介護保険運営協議会規則（以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、規則第2条第3号から第8号までに規定する事項について審議するため、一関地区広域行政組合介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に地域密着型サービス運営部会（以下「運営部会」という。）を設置する。

(運営部会の構成)

第2 運営部会の委員は規則第3条に規定する委員のうちから規則第4条第1項に規定する協議会の会長（以下「会長」という。）が指名する。

2 運営部会に部会長1人を置き、運営部会に属する委員の互選により選出する。

3 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(所掌事項)

第3 運営部会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関すること。

(2) 指定地域密着型サービス指定基準及び介護報酬に関すること。

(3) 地域密着型サービスの質の確保に関すること。

(4) 地域密着型サービスの運営の評価に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域密着型サービスの運営上必要と認める事項に関すること。

(会議)

第4 運営部会は、部会長が招集する。

2 運営部会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、運営部会における審議の経過及び結果を協議会に報告する。

(意見の聴取)

第5 運営部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成24年6月27日から実施する。

地域包括支援センター運営部会設置要領

(設置)

第1 一関地区広域行政組合介護保険運営協議会規則（以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、規則第2条第9号に規定する事項について審議し、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切、公正かつ中立な運営を確保するため、一関地区広域行政組合介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に地域包括支援センター運営部会（以下「運営部会」という。）を設置する。

(運営部会の構成)

第2 運営部会の委員は規則第3条に規定する委員のうちから規則第4条第1項に規定する協議会の会長（以下「会長」という。）が指名する。

2 運営部会に部会長1人を置き、運営部会に属する委員の互選により選出する。

3 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(所掌事項)

第3 運営部会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関すること。

(2) センターの行う業務に係る方針に関すること。

(3) センターの運営に関すること。

(4) センターの職員の確保に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域包括ケアに関すること。

(会議)

第4 運営部会は、部会長が招集する。

2 運営部会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、運営部会における審議の経過及び結果を協議会に報告する。

(意見の聴取)

第5 運営部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成24年6月27日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

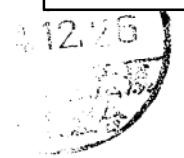
指定地域密着型サービス事業者の新規指定について

下記の事業者より、指定地域密着型サービス事業所に係る指定申請書の提出がありました。

今回申請する地域密着型通所介護サービスについては、公募によらない整備をしており、介護保険事業計画における整備計画以外のサービスとなります。

また、対象事業所については、書類審査及び現地確認により、「一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に適合していることを確認しております。

- | | |
|---------|---|
| 1 対象事業者 | 株式会社スガワラ製作所
(一関市花泉町花泉字天王沢沖 75 番 1) |
| サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |
| 事業所名 | 機能訓練デイサービスふるさと |
| 事業所所在地 | 一関市花泉町油島字上築道 10 番地 3 |
| 指定期間 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで |
| 現地確認 | 現地写真による確認 |
| 添付書類 | ① 地域密着型サービス事業所指定申請書写し
② 事業所の指定に係る記載事項 (付表) 写し
③ 事業所の位置図
④ 事業所の平面図、立面図
⑤ チェックリスト |



様式第1号(第2条関係)

指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所 指定申請書
指定居宅介護支援事業所

令和4年12月26日

一関地区広域行政組合 管理者 様

申請者 所在地 岩手県一関市花泉町花泉字天王沢沖75-1
名称 株式会社スガワラ製作所
代表者氏名 代表取締役 菅原 祐一

指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所又は指定居宅介護支援事業所の指定を受けた
ので、介護保険法第78条の2、第115条の12又は第79条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ	カブシキカイシャ スガワラセイサクシヨ					
	名称	株式会社スガワラ製作所					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号021-3101) 岩手県一関市花泉町花泉字天王沢沖75-1					
	連絡先	電話番号	0191-36-3330	FAX番号	0191-36-3331		
		Email	yuichi@sugawara-seisakusyo.net				
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	代表取締役	フリガナ 氏名	スガワラ ユウイチ 菅原 祐一	生年月日	
代表者の住所	[Redacted]						
指定を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業等の種類		指定申請対象事業 (該当事業に○)	既に指定を受けている事業 (該当事業に○)	指定申請をする事業の開始予定年月日	様式	
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護					付表1
		認知症対応型通所介護					付表2
		小規模多機能型居宅介護					付表3
		認知症対応型共同生活介護					付表4
		地域密着型特定施設入居者生活介護					付表5
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					付表6
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護					付表7
		複合型サービス					付表8
	地域密着型通所介護		○		令和5年4月1日	付表9	
	居宅介護支援事業					付表10	
介護予防地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護					付表2	
	介護予防小規模多機能型居宅介護					付表3	
	介護予防認知症対応型共同生活介護					付表4	
介護保険事業者番号			(既に指定又は許可を受けている場合)				
医療機関コード等			(保険医療機関として指定を受けている場合)				

・ 裏面に記載に関しての備考があります。

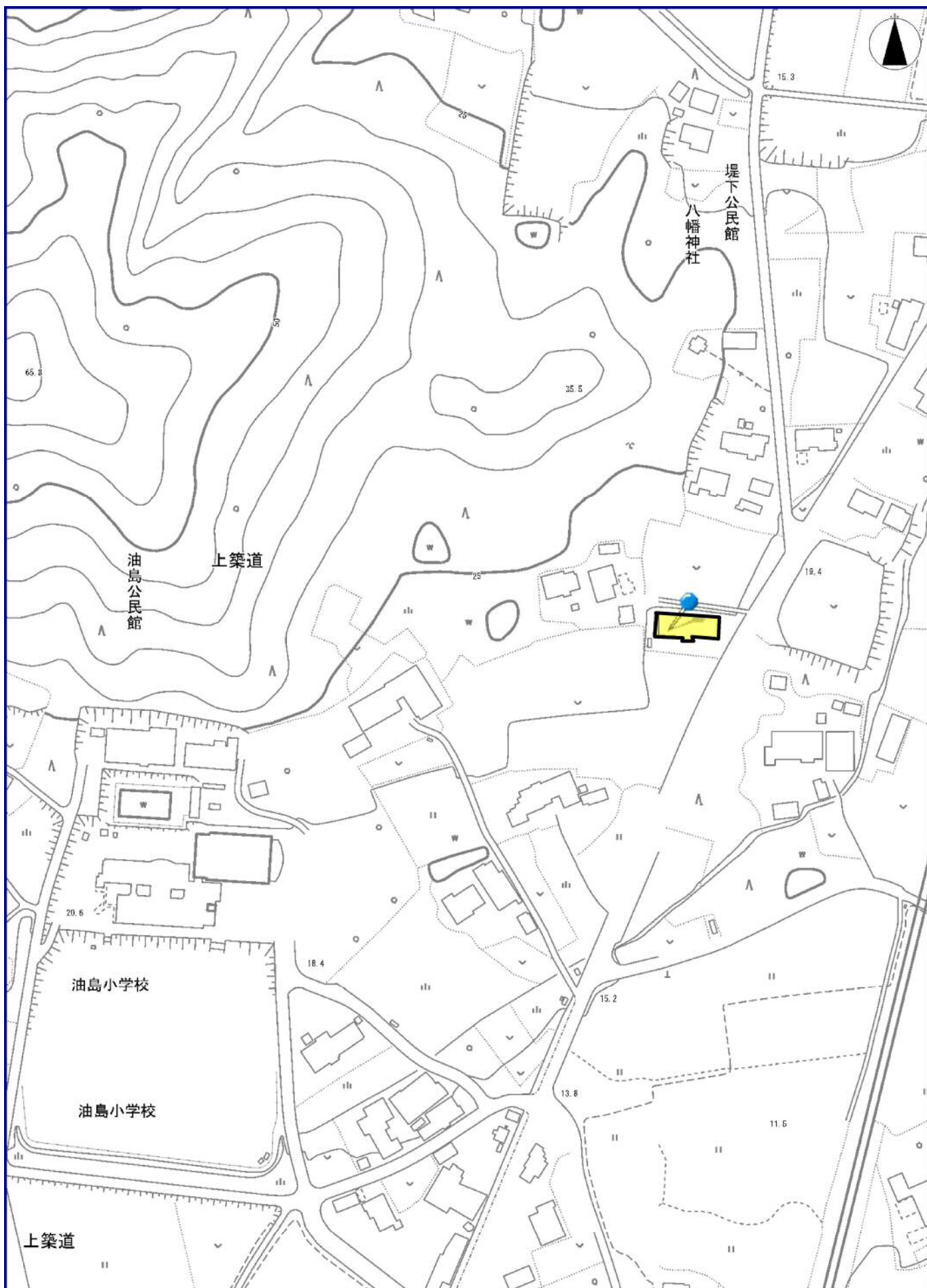
付表 9 地域密着型通所介護(療養通所介護)事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ	キノウケンエンデイサービスフルサト			
	名称	機能訓練デイサービスふるさと			
	所在地	(郵便番号 029 - 3207) 岩手県一関市花泉町油島字上築道10-3			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
管理者	フリガナ	オノデラ ノブヒサ		住所	[REDACTED]
	氏名	小野寺 延久			
	生年月日	[REDACTED]			
	当該通所介護事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)				
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合のみ記入)	名称			
		兼務する職種及び勤務時間等			
○人員に関する基準の確認に必要な事項					
従業者の職種・員数		生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員
常勤(人)		1	1	2	1
非常勤(人)					
○設備に関する基準の確認に必要な事項					
食堂及び機能訓練室の合計面積		124.42202㎡			
営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く)(① 9:00 ~ 16:00 ② : ~ : ③ : ~ :)				
利用定員	18人(単位ごとの定員① 18人 ② 人 ③ 人)				
添付書類	別添のとおり				

(地域密着型通所介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

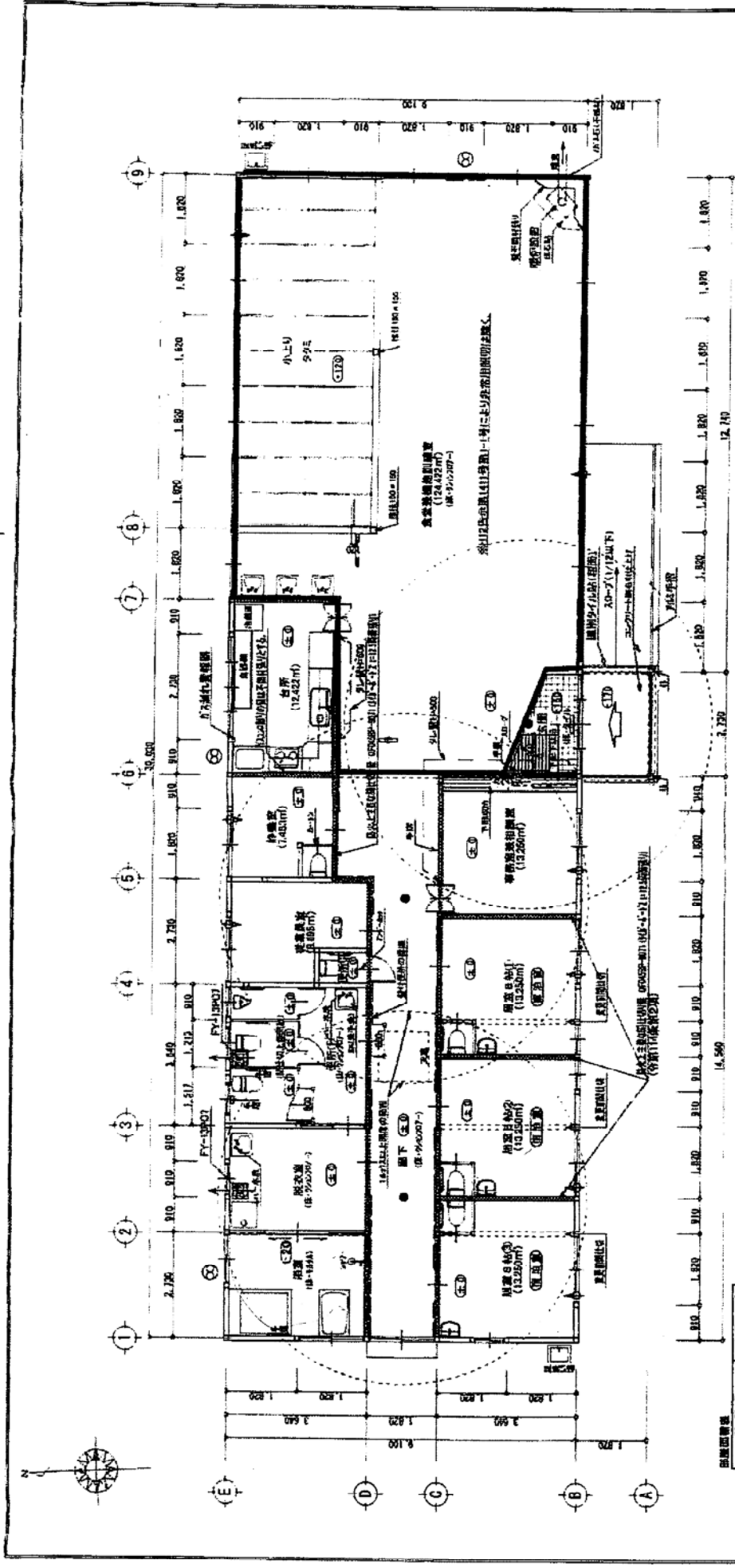
事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 -) 県 都市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
○設備に関する基準の確認に必要な事項	食堂及び機能訓練室の合計面積				
			㎡		
	営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く)(① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ :)			
	利用定員	人(単位ごとの定員① 人 ② 人 ③ 人)			
	添付書類	平面図			

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
 3 機能訓練指導員については、生活相談員又は看護職員若しくは介護職員と兼務しない場合のみ記載してください。
 4 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。



※敷地の境界，その他掲載されている情報の内容を証明するものではありません。

縮尺 1/2500



例	図	面積	㎡(坪)
○	1階	273.27	(82.49)
△	2階	273.27	(82.49)
◇	3階	276.24	(83.99)

○	120×120
△	90×90
◇	90×45×2
●	JAE構造用合板 190 厚
○	外部の竹やぶ/木-9下地
○	24H換気設備
○	換気口
○	換気扇
○	非常用照明 LED100W電圧変動対応/100V
○	高圧灯管

1階平面図 S:1/100

図	面積	㎡
玄関	3.03517	
食堂兼調理場兼図書	124.42702	
廊下	28.08350	
事務員兼事務室	13.24800	
台所	12.42150	
トイレ	6.06699	
図書B 1階①	13.24800	
図書B 1階②	13.24800	
図書B 1階③	13.24800	
図書室	7.45790	
図書員室	8.68606	
図書室	9.63720	
図書	8.93780	
図書①	13.24800	
図書②	1.24915	
合計	273.27	

図面番号 4

機能訓練 / デイサービスふささと

縮尺 S:1/100

図名 平面図

日付 2009. 5

二階部分

K・S 新設計

〒114-8511 東京都荒川区西日暮里1-15-1

TEL 03-5621-1111

申請書受理日	令和4年12月26日
事業者名称	株式会社スガワラ製作所
事業所名称	機能訓練デイサービスふるさと
利用定員	18人
現地確認実施日	現地写真による確認

○提出書類

	提出書類名	チェック欄
1	指定申請書【第1号様式】	○
2	指定更新申請書【第5号様式】	
3	事業所の指定に係る記載事項【付表9-1】	○
4	事業所等所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項【付表9-2】	

	添付書類	チェック欄
1	申請者の登記事項証明書又は条例等	○
2	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表【参考様式1】	○
3	事業所の平面図、配置図、位置図（公図の写し等に予定地をマーカー等で色づけすること。）【参考様式3】	○
4	設備・備品等に係る一覧表【参考様式4】	○
5	運営規程（①事業の目的及び運営の方針、②従業員の職種、員数及び職務の内容、③営業日及び営業時間、④利用定員、⑤サービス内容及び利用料等、⑥通常の事業の実施地域、⑦サービス利用に当たっての留意事項、⑧緊急時等における対処方法、⑨非常災害対策、⑩その他運営に関する重要事項）	○
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要【参考様式5】	○
7	地域密着型介護サービス費の請求に関する事項	○
8	法第78条の2第4項各号に該当しないことを誓約する書面【参考様式7】	○

地域密着型通所介護チェックリスト

○人員基準

	基 準	申請の内容	適否
管理者	事業所毎に専従常勤の管理者を置かなければならない。 ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。	管理者兼生活相談員 小野寺 延久	適
生活相談員	提供時間帯を通じて専従で1以上確保されるための必要数。	サービス提供日：月～金 サービス提供時間：7h 小野寺 延久 (資格) 社会福祉主事	適
看護職員又は介護職員	(利用定員 10 名以下の場合) 提供時間帯を通じて専従で1以上確保されるための必要数。		
	(利用定員 10 名を超える場合) 提供時間帯を通じて1以上確保されていること。(配置される必要はないが密接かつ適切な連携必要。) 看護職員は看護師もしくは准看護師	看護師 佐藤和弘 看護師 菅原 ナオコ	適
	提供時間帯を通じて専従で、利用者15に対して1以上で、5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上。 利用者 16～20 人 ⇒ 介護職員 2 以上 利用者 21～25 人 ⇒ 介護職員 3 以上…	利用者 18 名 介護職員 2 名 佐藤 美紀 鈴木 和枝	適
	生活相談員、看護職員または介護職員のうち1人以上は常勤でなければならない。	常勤4人(生活相談員1名、看護師1名、介護職員2名)	適
機能訓練指導員	1以上 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者。 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師。	常勤兼務1人 佐藤 和弘(看護師)	適

地域密着型通所介護チェックリスト

○設備基準

基 準	申請の内容	適否
<p>1 食堂、機能訓練室</p> <p>それぞれ必要な広さがあり、合計面積は3㎡×利用定員以上。</p> <p>食事の提供及び機能訓練の実施上支障がない場合は、食堂、機能訓練室は同一の場所とできる。</p>	<p>124.422㎡\geq54㎡ (3㎡×18人=54㎡)</p>	適
<p>2 相談室</p> <p>遮へい物の設置等により、相談の内容が漏えいしないように配慮すること。</p>	<p>相談室あり</p>	適
<p>3 その他</p> <p>食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室のほか、消火設備その他の設備及び備品を備えること。</p>	<p>食堂兼機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備 (消火器、自動火災報知設備、避難口誘導灯、スプリンクラー)</p>	適

○一般基準

基 準	申請の内容	適否
<p>利用定員 1単位 18人以下</p>	<p>定員 18人</p>	適

地域密着型通所介護チェックリスト

○介護給付費関係

加算（減算）項目	確認事項	算定	適否
職員の欠員による減算の状況	「なし」の場合、介護職員の員数が認定基準を充足している。		
定員超過利用減算	「なし」の場合、月平均の利用者数が運営規程に定める利用定員を超えていない。		
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者の実績が、当該月の前年度における月平均の利用者より100分の5以上減少している。		
時間延長サービスの体制	8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して日常生活の世話をを行う場合について、5時間を限度として算定されるもの。当該事業所の実情に応じて、延長サービスを行うために必要な適当数の従業者を置いている。	有	適
共生型サービスの提供	共生型サービスとして地域密着型通所介護サービス提供をする場合に算定。 <ul style="list-style-type: none"> ・指定生活介護事業者が行う場合 所定単位数の 93/100 ・指定自立訓練（機能訓練）事業者又は指定自立訓練（生活訓練）事業者が行う場合 所定単位数の 95/100 ・指定児童発達支援事業者が行う場合 所定単位数の 90/100 ・指定放課後等デイサービス事業者が行う場合 所定単位数の 90/100 		
入浴介助加算Ⅰ	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備を有している。	有	適
入浴介助加算Ⅱ	医師、理学療法士等が利用者の居宅を訪問して浴室環境と浴室における利用者の動作を評価し、その結果を踏まえた個別の入浴計画を作成。		
中重度者ケア体制加算	基準の看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。時間帯を通じて専従の看護職員を1名以上確保している。 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3、4、5である者の割合が30%以上。		
生活機能向上連携加算Ⅰ	外部との連携（訪問リハ・通所リハ・リハ実施の医療施設の理学療法士等からの助言）により利用者の身体の状況等の評価を行い個別機能訓練計画を作成し、その進捗状況を3月に1回以上評価している場合、3月に1回を限度に算定。		

地域密着型通所介護チェックリスト

生活機能向上連携加算Ⅱ	外部との連携（訪問リハ・通所リハ・リハ実施の医療施設の理学療法士等が事業所を訪問）により利用者の身体の状況等の評価を行い個別機能訓練計画を作成し、その進捗状況を3月に1回以上評価している場合、1月に1回を限度に算定。		
個別機能訓練加算Ⅰイ	専ら機能訓練指導員に従事する理学療法士等を1名配置。機能訓練指導員等が共同で個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき理学療法士等が計画的に機能訓練を実施。機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問して計画を作成し、その後も3月に1回以上利用者の居宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこと。	有	適
個別機能訓練加算Ⅰロ	加算Ⅰイで配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置すること。 加算Ⅰイの要件を満たすこと。		
個別機能訓練加算Ⅱ	加算Ⅰイ又は加算Ⅰロのいずれかの要件を満たすこと。 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。		
ADL維持等加算Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象者の数が10人以上。 ・対象者全員について、評価対象利用開始月から起算して6月目においてADLを評価し、その評価に基づく値（ADL値）を測定し、測定した日の属する月ごとに厚生労働省に提出。 ・ADL利得の平均値が1以上 		
ADL維持等加算Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象者の数が20人以上。 ・対象者全員について、評価対象利用開始月から起算して6月目においてADLを評価し、その評価に基づく値（ADL値）を測定し、測定した日の属する月ごとに厚生労働省に提出。 ・ADL利得の平均値が2以上 		
認知症加算	基準の看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。時間帯を通じて、認知症介護の指導に係る専門的な研修等を修了した者を1名以上配置。事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクがⅢ、Ⅳ、Mに該当する者の割合が20%以上。		
若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別に担当者を定めている。		

地域密着型通所介護チェックリスト

栄養アセスメント・栄養改善体制	<p>従業者または外部との連携により管理栄養士を1名以上配置。</p> <p>【栄養アセスメント加算】利用者ごとに管理栄養士等が共同で栄養アセスメントを3月に1回以上行う。利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省へ提出し、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。</p> <p>【栄養改善体制加算】管理栄養士等が挙動して栄養ケア計画を作成。計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスの提供。利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況をおおむね3月毎に評価し、介護支援専門員や主治医に対して情報提供。</p>		
口腔機能向上加算	<p>言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。言語聴覚士等による口腔機能改善管理指導計画の作成。計画に基づく口腔機能向上サービスの提供。利用者毎の計画の進捗状況を定期的に評価し、介護支援専門員等へ情報提供。</p>		
科学的介護推進体制加算	<p>利用者毎のADL値、利用状態、口腔機能、認知症の症状その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出及び情報の活用。</p>		
サービス提供体制強化加算Ⅰ	<p>以下のいずれかに該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70以上 ・介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上 		
サービス提供体制強化加算Ⅱ	<p>以下に該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上 		
サービス提供体制強化加算Ⅲ	<p>以下のいずれかに該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の40以上 ・勤続年数7年以上の介護福祉士が100分の30以上 		
介護職員処遇改善加算	<p>介護職員に対して賃金改善等の処遇改善を実施している場合に、以下の単位数を加算。</p> <p>加算Ⅰ：単位数×59/1000 加算Ⅱ：単位数×43/1000 加算Ⅲ：単位数×23/1000</p>	有 加算 □	適
介護職員等特定処遇改善加算	<p>介護職員等に対して賃金改善等の処遇改善を実施している場合に以下の単位数を加算。</p> <p>加算Ⅰ：単位数×12/1000 加算Ⅱ：単位数×10/1000</p>	有 加算 □	適
ベースアップ等支援加算	<p>処遇改善加算ⅠからⅢのいずれかを算定しており、賃金改善額の3分の2以上を基本給等に充てる場合に以下の単位数を加算。</p> <p>単位数×11/1000</p>	有	適

指定地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定更新について

1 概要

介護保険法(平成9年法律第123号)に基づいて指定した介護保険サービスの事業者は、基準の適合状況を定期的に確認するため、指定の効力に6年間の期限が設けられています。

これにより、事業者は指定日から6年を経過するごとに指定の効力を失うこととなるため、有効期間満了日までに指定の更新を受ける必要があります。

今回指定の更新を行おうとする次の事業所については、これまで重大な基準違反と認められる事項はなく、指定地域密着型サービスの事業の人員基準、設備基準及び介護給付費算定の要件に適合していることを確認しております。

2 対象事業所

サービスの種類	事業所名 (事業者名)	事業所所在地	定員 (人)	更新後の 指定期間	資料 ページ	(参考) 現在の指定 有効期間
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特別養護老人ホームいこいの結 (社会福祉法人寿憩会)	平泉町長島字竜ヶ坂42番地	29	R5.3.30 から R11.3.29	2p から 6p	H29.3.30 から R5.3.29
小規模多機能型居宅介護	クリニック小規模多機能型居宅介護 (医療法人 三秋会)	一関市中央町二丁目4番2号	24	R5.3.25 から R11.3.24	7p から 11p	H29.3.25 から R5.3.24
地域密着型通所介護	デイサービス シェスタ一関 (医療法人 一秀会)	一関市中里字新川原190番地13	15	R5.6.8 から R11.6.7	12p から 14p	H29.6.8 から R5.6.7
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	グループホームすりさわ (特定非営利活動法人いわい地域支援センター)	一関市大東町摺沢字但馬崎25番地16	9	R5.3.30 から R11.3.29	15p から 18p	H29.3.30 から R5.3.29
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	グループホーム「けーせん」 (社会福祉法人 稲泉会)	平泉町平泉字片岡72番地3	9	R5.3.16 から R11.3.15	19p から 22p	H29.3.16 から R5.3.15

3 現地確認

新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い事業所訪問は実施せず、施設写真により確認。

事業所名：特別養護老人ホームいこいの結

○ 人員基準（共通）

基 準	申請の内容	適否	
1. 医師	健康管理・療養上の指導を行うために必要な数（ （特注：本体事業所の医師による健康管理が適切に行われる場合、置かないことができる） ）	医師 杉内 登 非常勤専従	適
2. 生活相談員	常勤で1以上（ （特注：常勤換算1名以上） ） ・社会福祉主事	佐々木洋子（常勤兼務） 小野寺秀尚（常勤兼務） 佐々木敏明（非常勤兼務） 常勤換算1.1人	適
3. 介護職員・ 看護職員	(1)介護職員・看護職員の総数 常勤換算方法で入所者数3人に対し1以上	常勤換算 24.15人 \geq 10人	適
	(2)看護職員 1以上で1人以上は常勤（ （特注：常勤換算1名以上） ）	・小原 早苗（看護師） 常勤専従 ・佐藤 大生（看護師） 常勤専従 ・菊地 みえ子（看護師） 常勤専従 ・鈴木 昌子（看護師） 常勤機能訓練指導員兼務	適
	(3)介護職員 1以上は常勤	常勤20人	適
4. 栄養士	1以上（ （特注：本体事業所の栄養士による処遇が適切に行われる場合、置かないことができる） ）	・千葉 奈々恵 （栄養士）	適
5. 機能訓練指導員	1以上（施設の他の職務に従事できる。）（ （特注：本体事業所の指導員による処遇が適切に行われる場合、置かないことができる） ）	・鈴木 昌子 常勤看護師兼務 ・細川 光太 常勤介護職員兼務 常勤換算1.0人	適
6. 介護支援専門員	常勤専従で1以上（入所者の処遇に支障がない場合は、施設の他の職務に従事できる。）（ （特注：本体事業所のケアマネによる処遇が適切に行われる場合、置かないことができる） ）	・佐々木 洋子 ・佐々木 敏明 ・小野 秀尚 常勤兼務 常勤換算1.0人	適

○ 設備基準（ユニット型）

基 準		申請の内容	適否
1. 居室	(1)居室の定員は1人。ただし必要な場合は2人とできる。	定員1人	適
	(2)居室はいずれかのユニットに属し、共同生活室に近接して一体的に設けること	共同生活室に隣接	適
	(3)1つのユニットの定員は概ね10人以下	2ユニット 定員10人 1ユニット 定員9人	適
	(4)1室の床面積：10.65㎡以上 2人利用の場合は21.3㎡以上	最小12.19㎡	適
	(5)ブザーまたはこれに代わる設備を設けること	ナースコール設置	適
2. 共同生活室	(1)いずれかのユニットに属し、共同で日常生活を営む場所にふさわしい形状であること	ユニットの中央部に位置	適
	(2)1つの共同生活室の床面積はそのユニットの入居定員×2㎡以上	$57.82 \text{ m}^2 \geq 20 \text{ m}^2$	適
	(3)必要な設備及び備品を備えること	椅子、テーブル等設置	適
3. 洗面設備	居室ごとか共同生活室ごとに適当数を設け、要介護者が使用するのに適したものとすること	全居室に設置	適
4. 便所	(1)居室ごとか共同生活室ごと（2か所以上）に適当数を設けること	2居室に1か所以上設置	適
	(2)ブザーまたはこれに代わる設備を設け、要介護者が使用するのに適したものの	ナースコールあり オストメイトあり	適
5. 浴室	要介護者が入浴するのに適したものの	特殊浴槽、各ユニットに一般浴あり	適
6. 医務室	診療所	医務室あり	適

基 準		申請の内容	適否
7. 廊下幅	1.5m以上（中廊下の幅は1.8m以上）	2.42m	適
8. 消火設備等	非常災害に際して必要な設備を設ける	スプリンクラー、自動火災報知機、火災通報装置、誘導灯、熱煙感知器、消火器、消火栓	適

○運営基準（ユニット型）について

基 準		申請の内容	適否
1. 昼間はユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること		各ユニット1人以上配置	適
2. 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を、夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること		1以上人配置	適
3. ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。うち、2名以上はユニットリーダー研修受講者であること。 ただし、2ユニット以内の場合は1名でよいこととするほか、ユニットにおけるケアに責任を持つ従事者を決めていること。		3ユニットリーダー全員受講済み	適

○ 介護給付費（加算）

介護給付費算定体制届	確認事項・備考	適否
ユニット型地域密着型介護福祉施設		
経過的施設以外		
夜間勤務条件基準【減算】		
職員の欠員による減算の状況【減算】		
栄養ケア・マネジメントの実施	届け出あり	適
ユニットケア体制【減算】		
身体拘束廃止取組の有無【減算】		
日常生活継続支援加算	届け出あり	適
看護体制加算	届け出あり 看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	適
夜勤職員配置加算	届け出あり 夜勤職員配置加算Ⅱ	適
準ユニットケア体制		
テクノロジーの導入		
生活機能向上連携加算		
個別機能訓練体制	届け出あり	適
ADL維持等加算		
若年性認知症入所者受入加算	届け出あり	適
常勤専従医師配置		
精神科医師定期的療養指導		
障害者生活支援体制		
栄養マネジメント強化体制		
療養食加算	届け出あり	適
配置医師緊急時対応加算		
看取り介護体制	届け出あり 加算Ⅰ	適
在宅・入所相互利用体制	届け出あり	適
小規模拠点集合体制		
認知症専門ケア加算		
褥瘡マネジメント加算		
排せつ支援加算		
自立支援促進加算		
科学的介護推進体制加算		
安全対策体制	届け出あり	適
サービス提供体制強化加算		
介護職員処遇改善加算	届け出あり 加算Ⅰ	適
介護職員等特定処遇改善加算	届け出あり 加算Ⅰ	適
ベースアップ等支援加算	届け出あり	適

◎位置図



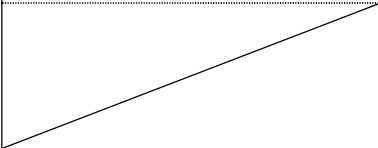

事業所名：クリニック小規模多機能型居宅介護

○ 人員基準

	基 準	申請の内容	適否
代 表 者	1 特養、老人デイ、老健、GH等の従業者もしくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験、または保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者。	理事長 長澤 茂 医療法人経営 医師	適
	2 認知症対応型サービス事業開設者研修等を修了している者。(等は下記のいずれか) ア：実践者研修または実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修 イ：基礎研修または専門課程 ウ：認知症介護指導者研修 エ：認知症高齢者グループホーム開設予定者研修	理事長 長澤 茂 開設者研修 H28. 11. 2 第 28-10 号	適
管 理 者	1 常勤専従でなければならない。 ただし、事業所の管理上支障がない場合当該事業者の他職務、又は併設する施設（特養・高齢者デイ・老健・高齢者GH）等の職務との兼務可。 (サテライト：本体事業所の管理者をもって充てることができる)	管理者 愛澤 広紀 常勤介護職員兼務	適
	2 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していること。	管理者 愛澤 広紀 管理者研修修了 H28. 9. 21 岩手県第 1185 号	適
	3 特養、老人デイ、老健、GHの職員または訪問介護員として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験があること。	同法人で3年以上認知症である者の介護に従事した経験あり	適
従 業 者	1 日中 ① 通いサービスを提供 常勤換算方法で利用者の数が3名またはその端数を増す毎に1名以上	日中 常勤換算 11.3人 ≥ 6人 (介護職)	適
	② 訪問サービスを提供 常勤換算方法で1名以上 (サテライト：本体事業所の職員による処遇が適切に行われる場合、1名以上)		

	基 準	申請の内容	適否
従業者	2 夜間及び深夜 ① 宿泊サービス・訪問サービスを提供する従業者 夜間深夜を通じて2以上(うち1人は宿直勤務可) となるための必要数(テライト:本体の宿直による処遇 が適切に行われる場合、宿直を置かないことができ る)	夜勤1名、宿直1名の配 置あり	適
	② 宿泊サービスの利用者がいない場合 夜間・深夜を通じて宿直勤務または夜勤を行う従 業者を1以上とすることができる。		
	3 従業者のうち1名以上は常勤であること。	常勤11人	適
	4 従業者のうち1名以上は看護師または准看護師であ ること。(テライト:本体の看護職員による処遇が適切に 行われる場合、看護職員を置かないことができる)	看護師 熊谷 志麻 看護師 小野寺 文 看護師 松岡 節子 常勤換算 2.2人	適
介護支援専門員	小規模多機能型サービス等計画作成者担当者研修を修了 し、居宅サービス計画等の作成に専従する介護支援専門 員であること。(テライト:本体の介護支援専門員による居 宅サービス計画の作成が適切に行われる場合、介護支援 専門員に代えて、小規模多機能計画作成担当者研修を修 了した小規模多機能型計画作成専従の者を置くことが できる) ※ 小規模多機能型居宅介護従業者の員数を満たす従業者を置くほ か、併設する施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いてい るときは、併設する施設等の職務への従事が可。	介護支援専門員 小林 美江 常勤 介護従業者兼務 小規模多機能型サービ ス等計画作成担当者研 修修了 H28.12.1 岩手県第28-10号	適

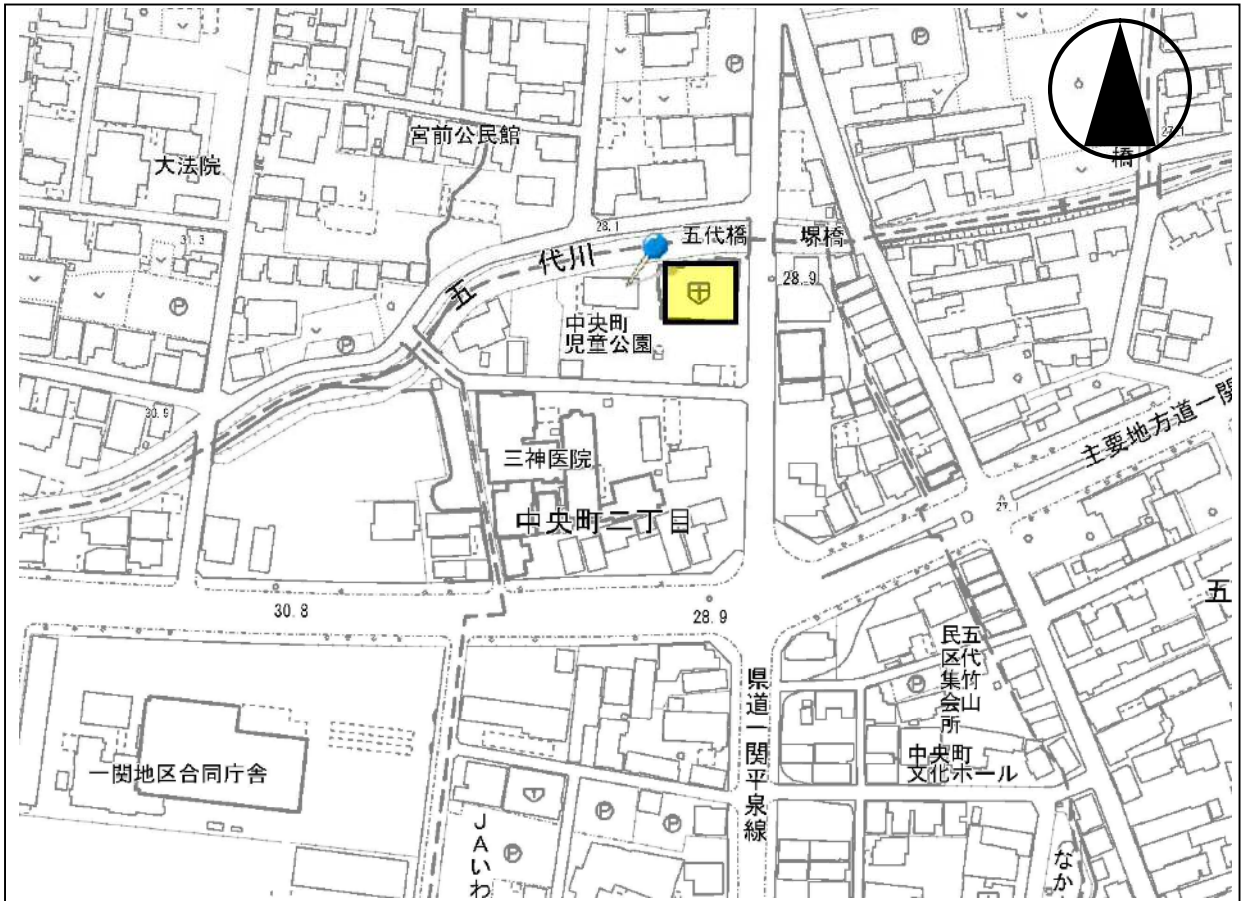
○ 設備基準

基 準	申請の内容	適否
<p>1 利用定員</p> <p>登録定員 29名以下（ケア付：18人以下）</p> <p>通いサービスの利用定員：登録定員の1/2～15人（登録定員が26人以上で居間及び食堂の合計面積が「利用者×3㎡」を確保されている場合、通い定員18人以下とすることができる）</p> <p>宿泊サービスの利用定員：通い定員の1/3～9人</p>	<p>登録定員 24人</p> <p>通い 12人</p> <p>宿泊 4人</p>	<p>適</p>
<p>2 宿泊室</p> <p>① 個室</p> <p>定員 1人。</p> <p>ただし、夫婦である等、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>床面積 7.43㎡（4畳半相当）以上。</p>	<p>全部屋個室</p> <p>床面積最小 7.44㎡</p>	<p>適</p>
<p>② 個室以外</p> <p>面積が1人当たり概ね7.43㎡以上</p> <p>プライバシーの確保された構造。</p>		
<p>3 居間、食堂</p> <p>機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p> <p>利用者及び従業員が一堂に会するのに十分な広さとする</p> <p>こと。</p> <p>同一の場所とすることができる。</p>	<p>居間兼食堂</p> <p>A：29.11㎡</p> <p>B：14.9㎡</p> <p>リハビリコーナー</p> <p>C：17.42㎡</p> <p>BとCは解放可能</p>	<p>適</p>
<p>4 立地場所</p> <p>住宅地の中、または同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中であること。</p>	<p>住宅地に立地</p> <p>一関中央クリニックの3階</p>	<p>適</p>
<p>5 その他</p> <p>居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備等、その他必要な設備及び備品を備えていること。</p>	<p>居間、食堂、クリニック厨房、宿泊室、浴室（特浴、一般浴）、トイレ、エレベーター、防火扉、避難口誘導灯、火災報知器、非常用通報装置、消火器、直通電話、複合火災受信機（建物全体）、スプリンクラー</p>	<p>適</p>

○ 介護給付費関係

加算（減算）項目	確認事項	適否
職員の欠員による減算の状況		
特別地域加算		
中参加地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	届け出あり	適
若年性認知症利用者受入加算	届け出あり	適
看護職員配置加算Ⅰ	届け出あり	適
看護職員配置加算Ⅱ		
看護職員配置加算Ⅲ		
看取り連携体制加算		
訪問体制強化加算	届け出あり	適
総合マネジメント体制強化加算	届け出あり	適
科学的介護推進体制加算	届け出あり	適
サービス提供体制強化加算Ⅰ	届け出あり	
サービス提供体制強化加算Ⅱ		
サービス提供体制強化加算Ⅲ		
介護職員処遇改善加算	届け出あり（加算Ⅰ）	適
介護職員等特定処遇改善加算	届け出あり（加算Ⅰ）	適
ベースアップ等支援加算	届け出あり	適

◎位置図



事業所名： デイサービス シェスター関

○人員基準

	基 準	申請の内容	適否
管理者	<p>事業所毎に専従常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。</p>	<p>常勤 介護職員兼務 管理者 小山 和恵</p>	適
生活相談員	<p>提供時間帯を通じて専従で1以上確保されるための必要数。</p>	<p>常勤 介護職兼務 加藤 沙織 常勤専従 小岩 千秋</p>	適
看護職員又は介護職員	<p>(利用定員 10 名以下の場合)</p> <p>提供時間帯を通じて専従で1以上確保されるための必要数。</p>		
	<p>(利用定員 10 名を超える場合)</p> <p>提供時間帯を通じて1以上確保されていること。(配置される必要はないが密接かつ適切な連携必要。)</p> <p>看護職員は看護師もしくは准看護師</p>	<p>常勤兼務 1人 伊藤 純子</p>	適
	<p>提供時間帯を通じて専従で、利用者15に対して1以上で、5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上。</p> <p>利用者 16～20 人 ⇒ 介護職員 2 以上 利用者 21～25 人 ⇒ 介護職員 3 以上・・・</p> <p>利用定員 15 人</p>	<p>常勤専従 1人 伊藤 由衣 常勤兼務 常勤換算 2.2人 小山 和恵 加藤 沙織 久保田 旬子</p>	適
	<p>生活相談員、看護職員または介護職員のうち1人以上は常勤でなければならない。</p>	<p>常勤 7人</p>	適
機能訓練指導員	<p>1 以上</p> <p>日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者。(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師。)</p> <p>ただし、利用者のレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、生活相談員、介護員が兼務可能。</p>	<p>常勤換算 1.0人 伊藤 純子 (看護師) 中田 学 (理学療法士)</p>	適

○ 設備基準

基 準	申請の内容	適否
<p>1 食堂、機能訓練室</p> <p>それぞれ必要な広さがあり、合計面積は3 m²×利用定員以上。</p> <p>食事の提供及び機能訓練の実施上支障がない場合は、食堂、機能訓練室は同一の場所とできる。</p>	<p>60.86 m² ≥ 45.00 m² (15人×3 m²=45 m²以上)</p>	適
<p>2 相談室</p> <p>遮へい物の設置等により、相談の内容が漏えいしないように配慮すること。</p>	相談室あり	適
<p>3 その他</p> <p>食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室のほか、消火設備その他の設備及び備品を備えること。</p>	<p>食堂兼機能訓練室、台所、静養室、相談室、浴室、事務室、トイレ、脱衣室、ホール、消火器、避難誘導灯、非常通報装置、自動火災報知設備</p>	適

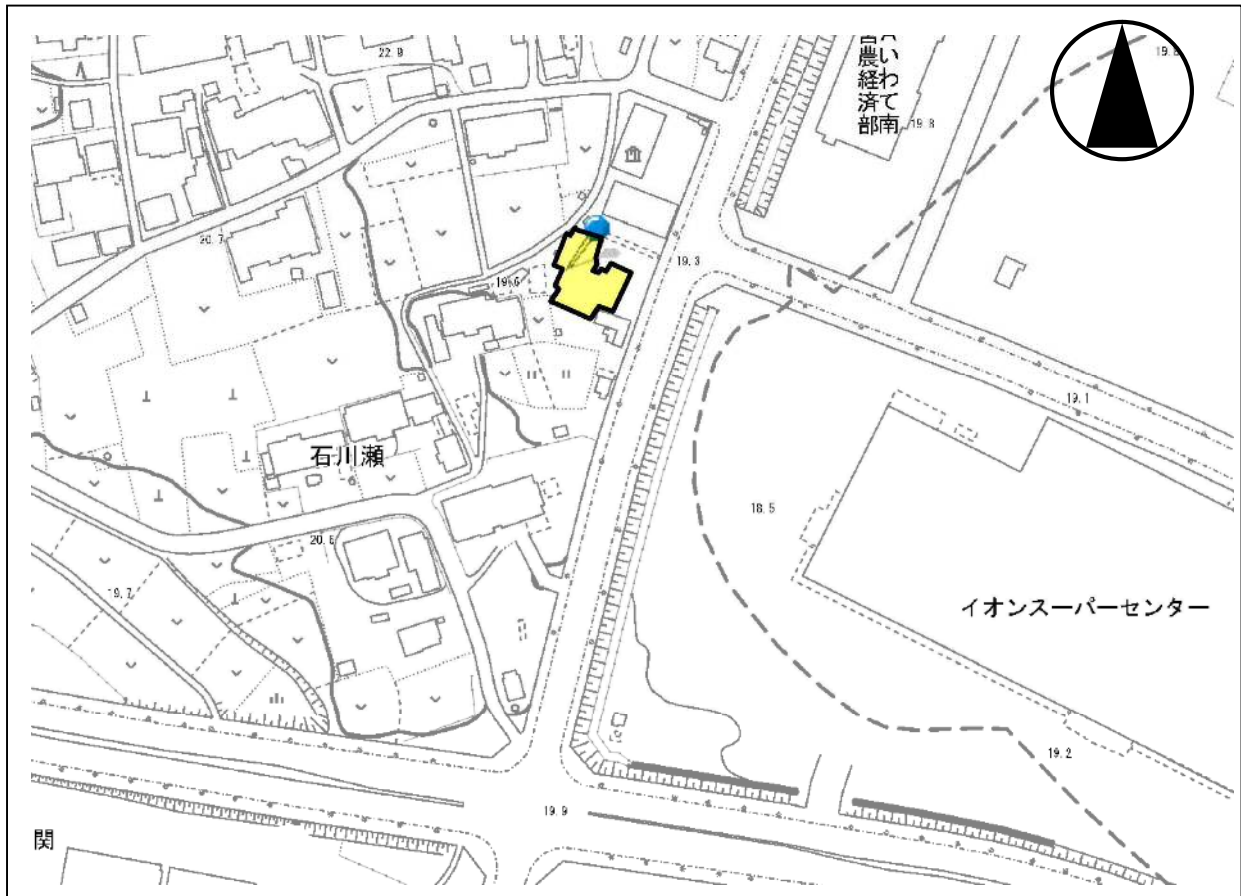
○一般基準

基 準	申請の内容	適否
<p>利用定員 1単位 18人以下</p>	<p>定員 15人</p>	適

◎加算の取得状況

加算（減算）項目	確認事項	適否
職員の欠員による減算		
感染症等を理由とする利用者減少が一定以上		
時間延長サービス体制		
共生型サービスの提供		
生活相談員配置等加算		
入浴介助加算	届け出あり（加算Ⅰ）	適
中重度者ケア体制加算		
生活機能向上連携加算	届け出あり（加算Ⅱ）	適
個別機能訓練加算	届け出あり（加算Ⅰイ）	適
ADL等維持等加算		
認知症加算		
若年性認知症利用者受入加算		
栄養アセスメント・栄養改善体制		
口腔機能向上加算		
科学的介護推進体制加算		
サービス提供体制強化加算	届け出あり（加算Ⅰ）	適
介護職員処遇改善加算	届け出あり（加算Ⅰ）	適
介護職員等特定処遇改善加算	届け出あり（加算Ⅰ）	適
ベースアップ等支援加算	届け出あり	適

◎位置図



事業所名：グループホームすりさわ

○ 人員基準

	基 準	申 請 の 内 容	適 否
代 表 者	1 特養、老人デイ、老健、GH の従業者もしくは訪問介護員として認知症である者の介護に従事した経験を有する者、または保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有している者。	法人代表者 理事長 佐藤義雄 介護サービス経営	適
	2 認知症対応型サービス事業開設者研修等を修了している者。(等は下記のいずれか) ア：実践者研修または実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修 イ：基礎課程または専門課程 ウ：認知症介護指導者研修 エ：認知症高齢者グループホーム開設予定者研修	理事長 佐藤 義雄 開設者研修修了 H21. 10. 9 岩手県第 21-10 号	適
管 理 者	1 ユニット毎に置かれ、かつ、常勤専従でなければならない。 ただし、管理上支障がない場合は、当該ユニットの他の職又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事できる。 同一事業所の他のユニットの兼務も可。	管理者 伊東 光代 常勤介護職兼務	適
	2 認知症介護実践研修における実践者研修(旧基礎課程含む)を修了していること。	実践者研修 H28. 12. 22 第 281222017 号 (特定非営利活動法人 全国小規模多機能型居宅 介護事業者連絡会)	適
	3 特養、高齢者デイ又は老健等で、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者、かつ、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している者	管理者研修 R 1. 9. 13 岩手県第 1542 号	適

	基 準	申 請 の 内 容	適 否
計 画 作 成 担 当 者	1 事業所毎に置かれていること。	及川 充啓 常勤介護職兼務	適
	2 少なくとも1人は、介護支援専門員であること。 ※ただし2人とも介護支援専門員をもって充てることが望ましい。	及川 充啓 介護支援専門員番号： 03100091	適
	3 介護支援専門員以外の計画作成担当者は、特養の生活相談員や老健の支援専門員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者	介護支援専門員以外の計画作成担当者なし	—
	4 管理者等との兼務可	管理者との兼務なし	—
	5 認知症介護実践研修における実践者研修（旧基礎課程含む）を修了していること。	実践者研修 H23. 8. 24 岩手県第 2499 号	適
介 護 従 事 者	1 夜間・深夜の時間帯以外の時間帯を通じて、利用者が3人又はその端数を増すごとに <u>常勤換算方式</u> で1人以上（例えば、利用者が9の場合は3人の介護従事者が必要となる。）	常勤換算 5.5人 \geq 3人	適
	2 夜間・深夜の時間帯を通じて、夜勤を行う介護従事者1以上 なお、利用者の処遇に支障がない場合は、併設される他の1ユニットの夜勤を兼務できる。	夜勤 1人	適
	3 介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。	常勤 6人 \geq 1人	適

○ 設備基準

基 準	申 請 の 内 容	適 否
1 ユニット数 1、2又は3であること。	1ユニット	適
2 入居定員 5人以上9人以下であること。	9人	適
3 居室 (1) 個室（1人定員）であること。 ただし、夫婦である等、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。	全室個室 収納、ベッド、テーブル、椅子 備え付け	適
(2) 1の居室の収納を除く床面積が、7.43㎡（4畳半相当）以上であること。	最小床面積 10.21㎡ > 7.43㎡	適
(3) 他の居室と明確に区別されている。 ふすま○、カーテン、簡易パネル×	全室個室	適
4 その他 (1) 居室のほか、居間、食堂、台所及び浴室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備、その他利用者が日住生活を営む上で必要な設備が設けられていること。 ・居間と食堂は同一の場所でも可 ・居間、食堂、台所はユニットごとの専用の設備であり、他の事業所の利用者が共用することも原則不可。（共用型認知症デイを除く） ・事務室は兼用可。	居室 9室 食堂兼居間 1か所 台所 1か所 浴室 1か所 トイレ 3か所 洗面設備 4か所	適
(2) 消防設備について、スプリンクラー設置義務あり。自動火災報知設備、火災通報装置、消火器を設置。	スプリンクラー 火災通報装置 自動火災報知設備 消火器	適

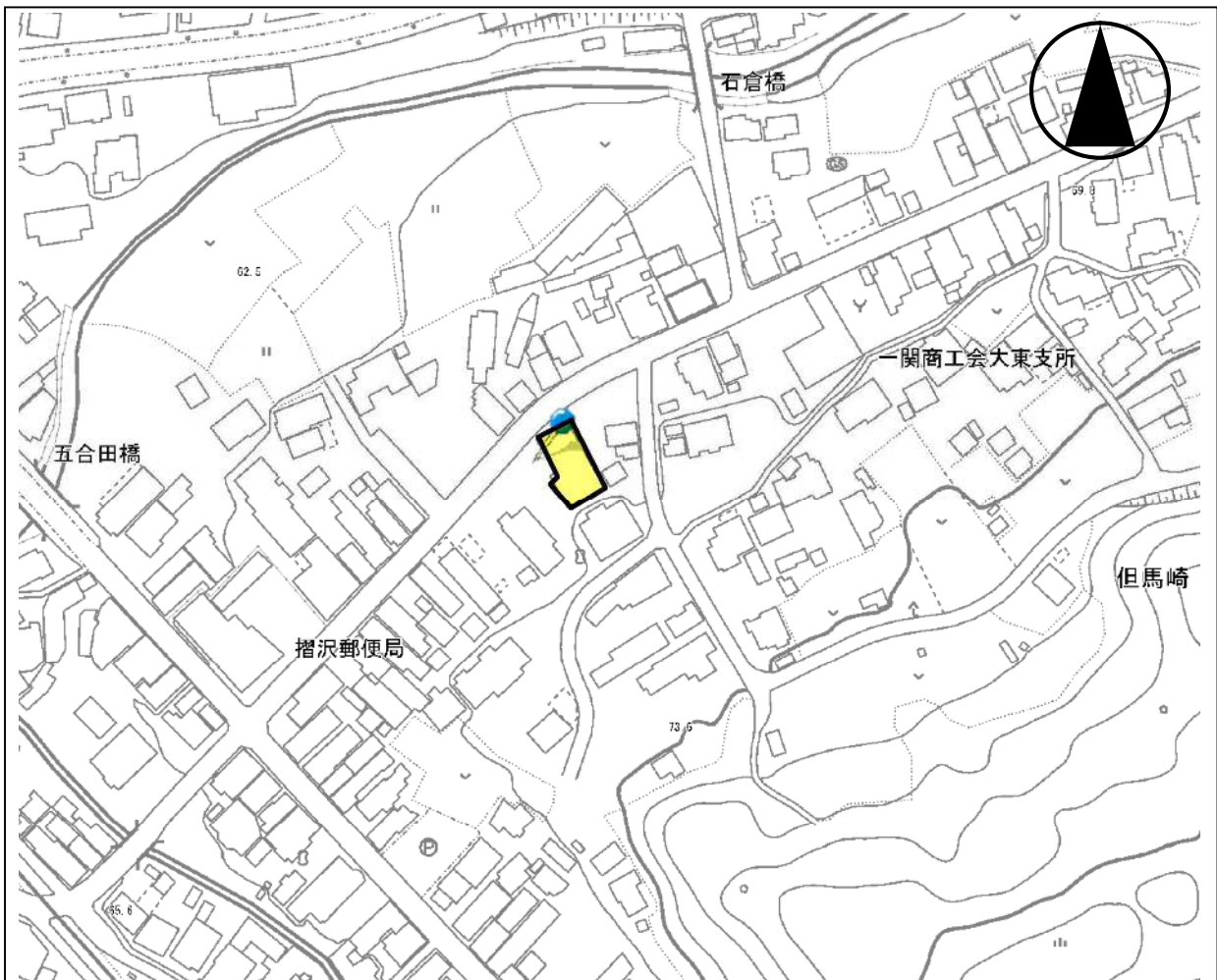
○ 一般的事項（人員基準及び設備基準以外）

	確認事項	適 否
1	申請者が法人であるか。	適（変更なし）
2	立地が、住宅地にあるか。	適（変更なし）

◎加算の取得状況

加算（減算）項目	確認事項	適否
夜間勤務条件基準		
職員の欠員による減算		
身体拘束廃止取組の有無		
3ユニットの事業所が夜勤職員を2名		
夜間支援体制加算		
若年性認知症利用者受入加算		
利用者の入院期間中の体制	届け出あり	適
看取り介護加算	届け出あり	適
医療連携体制加算	届け出あり（加算Ⅰ）	適
認知症専門ケア加算		
科学的介護推進体制加算	届け出あり	適
サービス提供体制強化加算	届け出あり（加算Ⅲ）	適
介護職員処遇改善加算	届け出あり（加算Ⅰ）	適
介護職員等特定処遇改善加算	届け出あり（加算Ⅱ）	適
ベースアップ等支援加算	届け出あり	適

◎位置図



事業所名：グループホーム「けーせん」

○ 人員基準

	基 準	申 請 の 内 容	適 否
代 表 者	1 特養、老人デイ、老健、GH の従業者もしくは訪問介護員として認知症である者の介護に従事した経験を有する者、または保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有している者。	法人代表者 理事長 菅原 正義	適
	2 認知症対応型サービス事業開設者研修等を修了している者。(等は下記のいずれか) ア：実践者研修または実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修 イ：基礎課程または専門課程 ウ：認知症介護指導者研修 エ：認知症高齢者グループホーム開設予定者研修	大内 文章 事業開設者研修修了 H22. 1. 20 岩手県第 21-23 号	適
管 理 者	1 ユニット毎に置かれ、かつ、常勤専従でなければならない。 ただし、管理上支障がない場合は、当該ユニットの他の職又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事できる。 同一事業所の他のユニットの兼務も可。	管理者 高橋 一暢 常勤介護職兼務	適
	2 認知症介護実践研修における実践者研修(旧基礎課程含む)を修了していること。	実践者研修(旧基礎課程) H22. 12. 22 岩手県第 326 号	適
	3 特養、高齢者デイ又は老健等で、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者、かつ、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している者	管理者研修 R 4. 10. 4 岩手県第 1813 号	適

	基 準	申 請 の 内 容	適 否
計 画 作 成 担 当 者	1 事業所毎に置かれていること。	①千葉 若枝 常勤専従	適
	2 少なくとも1人は、介護支援専門員であること。 ※ただし2人とも介護支援専門員をもって充てることが望ましい。	①千葉 若枝 介護支援専門員番号： 03070291	適
	3 介護支援専門員以外の計画作成担当者は、特養の生活相談員や老健の支援専門員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者	介護支援専門員以外の計画作成担当者なし	—
	4 管理者等との兼務可	兼務なし	—
	5 認知症介護実践研修における実践者研修（旧基礎課程含む）を修了していること。	実践者研修R 3. 7. 30 岩手県第 5756 号	適
介 護 従 事 者	1 夜間・深夜の時間帯以外の時間帯を通じて、利用者が3人又はその端数を増すごとに <u>常勤換算方式</u> で1人以上（例えば、利用者が9の場合は3人の介護従事者が必要となる。）	常勤換算 4.2人 \geq 3人	適
	2 夜間・深夜の時間帯を通じて、夜勤を行う介護従事者1以上 なお、利用者の処遇に支障がない場合は、併設される他の1ユニットの夜勤を兼務できる。	夜勤 1人	適
	3 介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。	常勤 8人	適

○ 設備基準

基 準	申 請 の 内 容	適 否
1 ユニット数 1、2又は3であること。	1ユニット	適
2 入居定員 5人以上9人以下であること。	1ユニット9人	適
3 居室 (1) 個室（1人定員）であること。 ただし、夫婦である等、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。	全室個室 備え付け 洗面台	適
(2) 1の居室の収納を除く床面積が、7.43㎡（4畳半相当）以上であること。	最小床面積 12.48㎡ \geq 7.43㎡	適
(3) 他の居室と明確に区別されている。 ふすま○、カーテン、簡易パネル×	全室個室	適
4 その他 (1) 居室のほか、居間、食堂、台所及び浴室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備、その他利用者が日住生活を営む上で必要な設備が設けられていること。 ・居間と食堂は同一の場所でも可 ・居間、食堂、台所はユニットごとの専用の設備であり、他の事業所の利用者が共用することも原則不可。（共用型認知症デイを除く） ・事務室は兼用可。	食堂・談話室 1か所 台所 1か所 浴室 1か所 トイレ 3か所 洗面設備 9か所 事務スペース 1か所	適
(2) 消防設備について、スプリンクラー設置義務あり。自動火災報知設備、火災通報装置、消火器を設置。	スプリンクラー 自動通報装置 直通電話 火災報知機 消火器	適

○ 一般的事項（人員基準及び設備基準以外）

	確認事項	適 否
1	申請者が法人であるか。	適（変更なし）
2	立地が、住宅地にあるか。	適（変更なし）

◎加算の取得状況

加算（減算）項目	確認事項	適否
夜間勤務条件基準		
職員の欠員による減算		
身体拘束廃止取組の有無		
3ユニットの事業所が夜勤職員を2名		
夜間支援体制加算		
若年性認知症利用者受入加算		
利用者の入院期間中の体制		
看取り介護加算		
医療連携体制加算		
認知症専門ケア加算		
科学的介護推進体制加算		
サービス提供体制強化加算	届け出あり（加算Ⅲ）	適
介護職員処遇改善加算	届け出あり（加算Ⅰ）	適
介護職員等特定処遇改善加算	届け出あり（加算Ⅱ）	適
ベースアップ等支援加算	届け出あり	適

◎位置図



令和4年度地域密着型（介護予防）サービス事業所等実地指導の実績について

1 実地指導の実績

介護保険法第23条（※）及び一関地区広域行政組合介護保険サービス事業者等指導要綱に基づき、実地指導を実施しました。これについては、指定期間内に概ね1回（施設系は概ね3年に1回）を目安に実施しており、事業所から事前に提出いただいた調書により、利用契約に関する書類やサービス提供に関する書類及び事業所内の状況等を確認しました。

サービス名	R4管内 事業所数	H30	R1	R2	R3	R4
地域密着型通所介護	17	3	1	2	4	1
認知症対応型通所介護	1	—	—	1	—	—
小規模多機能型居宅介護	6	1	2	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	28	8	5	13	9	6
地域密着型特定施設入居者生活介護	2	—	1	—	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	9	6	2	2	6	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	—	1	—	—	—
看護小規模多機能型居宅介護	2	—	1	1	—	—
地域密着型サービス計	67	18	13	20	21	10

以下参考

居宅介護支援事業所	48	16	6	3	8	6
訪問型サービス（総合事業）	31	10	6	8	4	6
通所型サービス（総合事業）	56	15	10	5	4	9
計	135	41	22	16	16	21
合計（地域密着型サービス含む）	202	59	35	36	37	31

2 監査の実績

介護保険法第23条及び一関地区広域行政組合介護保険サービス事業者等監査要綱に基づき、通報、相談等に基づく情報を踏まえ、指定基準違反等の確認について必要がある場合、帳簿書類等の提出、出頭または立ち入り検査（監査）を行っています。

指定基準違反等が認められた場合には、勧告、命令、指定の取消し等を行いますが、令和4年度の監査実績はありませんでした。

※介護保険法第23条（文書の提出等）

保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、居宅介護支援、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス、これらに相当するサービスを担当する者に対し、文書その他の物件の提出もしくは提示を求め、もしくは依頼し、又は当該職員に質問もしくは照会をさせることができる。

3 指導内容

令和4年度の文書及び口頭での指導事項は以下のとおりです。

項目	件数			備考	
	居	総	地		
(1) 介護報酬、加算に関すること					
(2) 届出に関すること	2	1	4	事業所変更届の提出漏れ	
(3) 人員に関すること			2	基準に満たない人員配置	
(4) 設備に関すること		1		非常口の段差解消	
(5) 運営に関すること	20	71	64		
内 訳	① 入退所		1	入所要件の確認方法	
	② 被保険者証		1	利用開始日等未記載	
	③ 内容・手続きの説明・同意・契約	2	12	16	契約書、重要事項説明書等の不備
	④ 居宅サービス事業者等との連携		3		会議のオンライン化
	⑤ 利用料、預り金等				
	⑥ 身体拘束、褥瘡予防、感染症指針等			1	身体拘束廃止に係る委員会未実施
	⑦ 外部（自己）評価			1	外部(自己)評価の未公表
	⑧ サービス計画	2	11	5	担当者会議、アセスメント未実施、計画達成状況未記載、計画とサービス提供内容の不一致、計画内容の具体化
	⑨ 運営規程、重要事項説明書等	6	7	11	虐待防止措置事項の追加、運営規定内容の不備
	⑩ 非常災害対策	3	16	13	訓練の実施・記録、BCP作成、災害マニュアルの不備
	⑪ 衛生管理			4	感染症予防及びまん延防止措置
	⑫ 地域との交流			2	運営推進会議実施回数の不足、地域交流の推進
	⑬ 事故発生時の対応、事故防止の体制	2		1	事故防止対策の強化
	⑭ 管理者の責務				
	⑮ 掲示	4	10		運営規程、苦情対応体制の掲示、掲示場所の変更
	⑯ 苦情対応		1	1	苦情対応の記録様式及び記録の不備
	⑰ 緊急時の対応		1		連絡網の準備
	⑱ サービスの質（研修・広告）		3	4	研修の機会の確保、認知症に係る基礎研修の受講
	⑲ 記録		5	2	担当者会議・モニタリング、送迎の記録の準備
	⑳ 秘密保持		2	1	個人情報利用について家族からの同意なし、同意書やケース記録の保管場所の変更
	㉑ その他事務指導	1			
合計	22	73	70		

(良かった取り組み)

- ▶ ヒヤリハットについて丁寧に記録して、安全対策、予防に繋げる努力をしている。
- ▶ 緊急時対応のための利用者カードを作成して職員間で共有している。
- ▶ コロナ禍で面会が制限されていることから家族等への電話の支援を行っている。
- ▶ 宿泊支援について、新型コロナウイルス感染症の状況を配慮しながら、利用希望時に対応できるよう配慮している。
- ▶ ケース記録等から担当が評価を行い、家族にも分かりやすい形でまとめており、モニタリングと併せてケアプランの見直しに生かしている。
- ▶ アセスメントしケースの課題をとらえる上で、課題整理総括表が活用されている。
- ▶ アセスメント、プラン作成、担当者会議の実施月日、月々のモニタリング実施日が一覧で分かる「利用者毎点検シート」を法人の共通様式として管理している。
- ▶ 入退院における医療機関との連絡調整が、コロナ禍においても電話や Web などにより行われている。
- ▶ 感染症や非常災害時の業務継続計画について、現在は経過措置期間であり、令和6年4月から義務化となるが、先駆けて作成し有事に備えている。
- ▶ 非常災害マニュアルに更新履歴の記載をしている。
- ▶ 自宅で使用していた家具や鉢植えを居宅に持ち込んでいただくことで、利用者の安心感を高めている。
- ▶ 書類確認のチェック表を作成して、職員間の情報共有を確実にしている。
- ▶ 保険証の写しに確認印の押印を行っている。
- ▶ 個人ファイルのファイリング方法を統一し、どのページに何がファイリングされているか分かりやすく整備してある。
- ▶ 個別ケースファイルが時系列できちんと整理されている。
- ▶ 個人ファイル別に「利用者緊急時対応カード」という高齢者本人にかかる緊急連絡先を記入する様式をファイリングしている。担当外職員であっても、当該利用者の緊急連絡先がすぐに分かるように整備してある。
- ▶ 職員研修の機会を積極的に確保して、職員の資質向上に努めている。
- ▶ 誕生日に、本人希望の献立で食事を提供している。
- ▶ 地域住民参加の避難訓練を継続して実施している。
- ▶ 避難訓練において、各居室の避難確認後はルームプレートを裏返して避難した目印としている。
- ▶ 感染症対策や詐欺メールに対する注意喚起など利用者に広く情報を提供している。
- ▶ タイムカードのそばに個人情報保護について掲示して職員の意識啓発を継続している。
- ▶ 利用者とともに実際に避難所まで移動する避難訓練を定期的実施している。

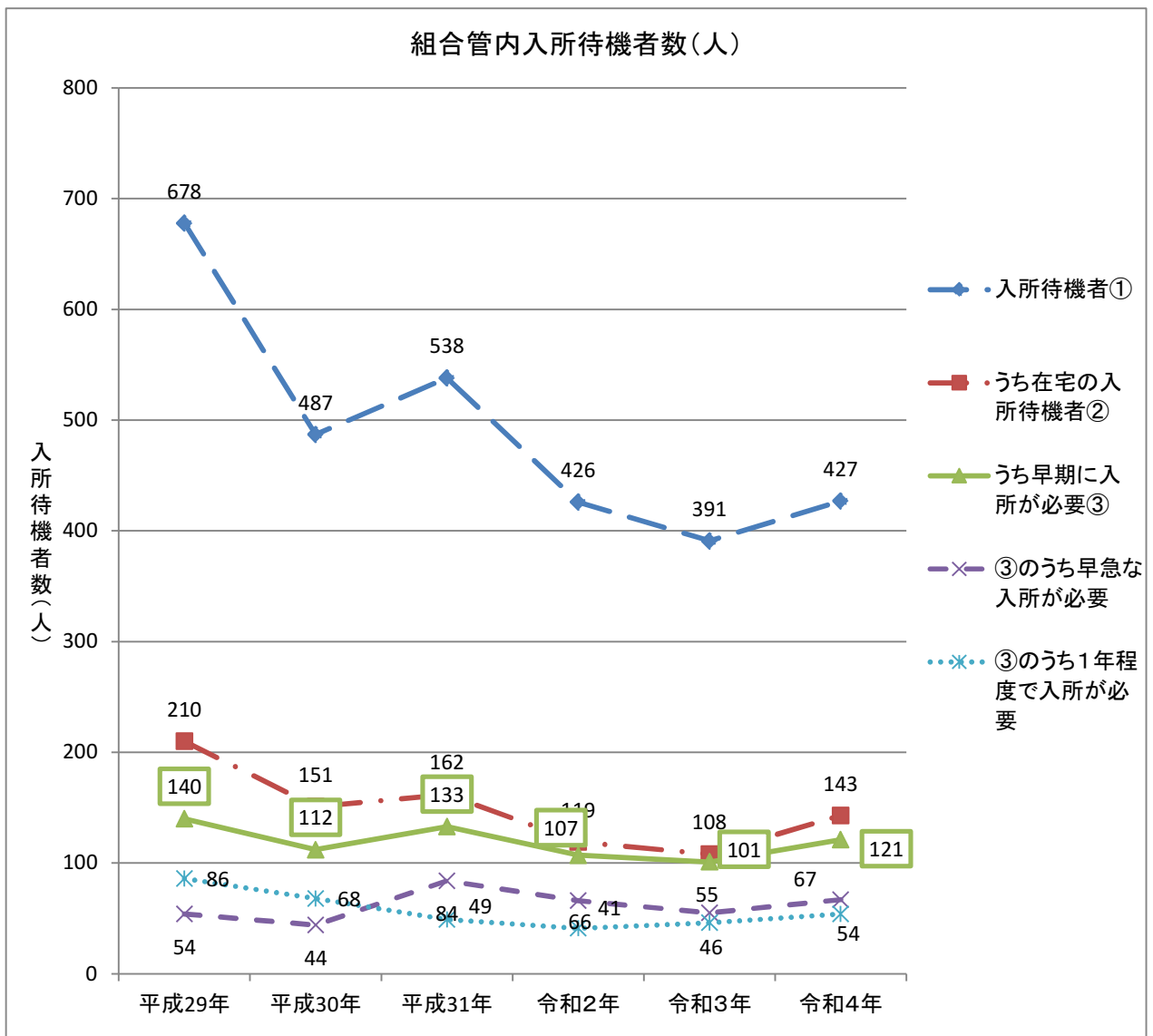
1 特別養護老人ホーム入所待機者調査の結果について

(1) 各年基準日（4月1日）現在の在宅待機者の状況

令和4年4月1日現在の入所待機者数は427人であり、うち在宅での入所待機者は143人、そのうち早期に入所が必要とされた方は121人となっている。

（一関地区広域行政組合管内計、単位：人）

項目	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
入所待機者数①	678	487	538	426	391	427
うち在宅の入所待機者②	210	151	162	119	108	143
うち早期に入所が必要③	140	112	133	107	101	121
③のうち早急に 入所が必要	54	44	84	66	55	67
③のうち1年程度で 入所が必要	86	68	49	41	46	54



(2) 各年基準日（4月1日）現在の地域別入所待機者の状況

令和4年4月1日現在で、早期に入所が必要な方が最も多い地域は一関地域（35人）で、次いで千厩地域（26人）。また、最も少ない地域は、東山・川崎地域の5人となっている。

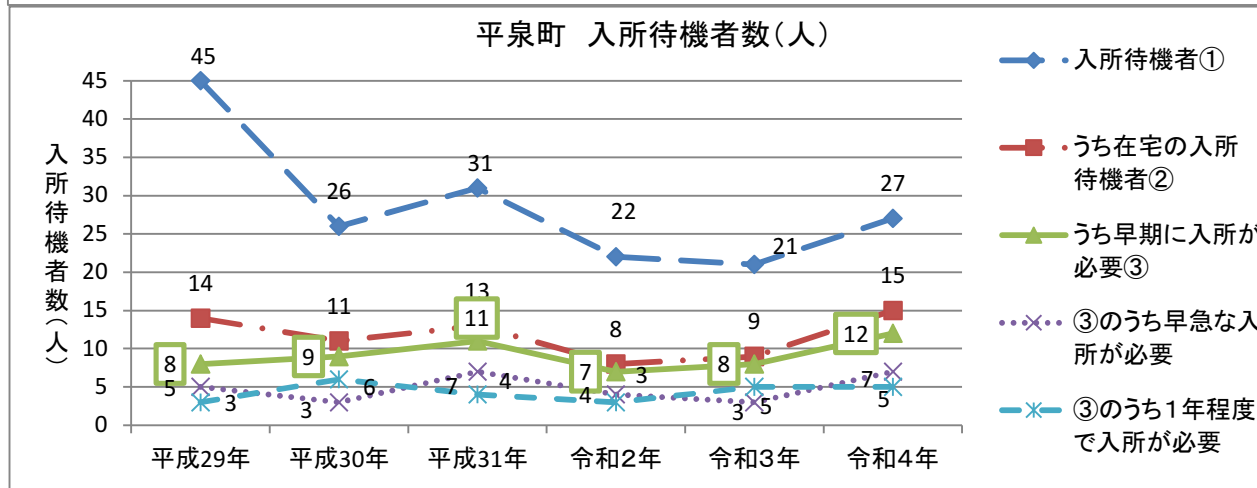
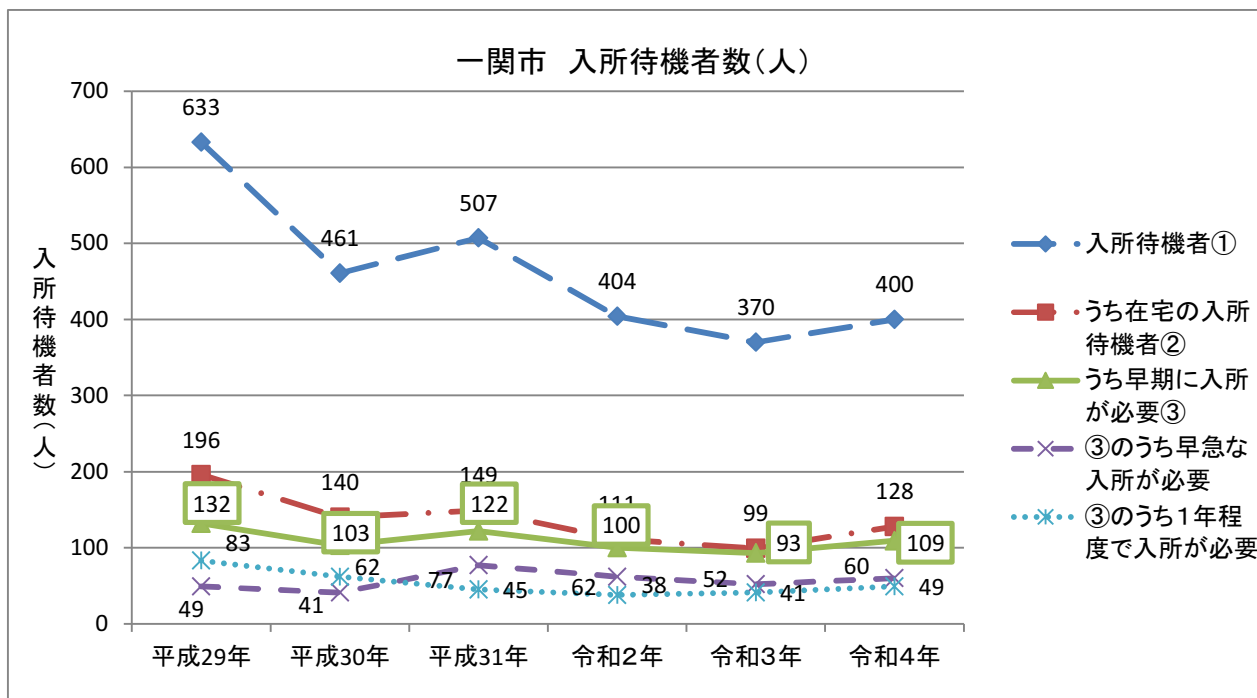
（地域別計、単位：人）

市町名	地域名	年	入所待機者 ①	うち在宅の入所待機者 ②			
				うち早期に入所が必要な者③	③のうち早急な入所が必要	③のうち1年程度で入所が必要	
一関市	一関	29年	239	75	44	19	25
		30年	159	44	33	17	16
		31年	179	55	44	25	19
		R2年	135	36	30	18	12
		R3年	149	31	29	21	8
		R4年	155	44	35	22	13
	花泉	29年	19	6	3	3	0
		30年	14	3	1	0	1
		31年	19	8	8	6	2
		R2年	15	1	1	1	0
		R3年	10	4	4	0	4
		R4年	23	9	9	6	3
	大東	29年	112	26	19	8	11
		30年	80	18	14	3	11
		31年	78	24	17	13	4
		R2年	66	16	15	10	5
		R3年	48	13	11	7	4
		R4年	49	14	12	6	6
	千厩	29年	90	38	31	7	24
		30年	57	22	19	7	12
		31年	57	19	14	7	7
		R2年	39	18	17	10	7
		R3年	52	22	21	11	10
		R4年	49	30	26	11	15
	東山	29年	45	9	7	0	7
		30年	43	7	4	0	4
		31年	51	9	9	3	6
		R2年	45	8	8	4	4
		R3年	34	8	8	5	3
		R4年	31	5	5	2	3
	室根	29年	23	11	10	3	7
		30年	25	12	9	5	4
		31年	30	10	10	6	4
		R2年	20	11	10	6	4
		R3年	17	8	8	0	8
		R4年	30	11	8	4	4
	川崎	29年	35	9	6	6	0
		30年	22	10	8	2	6
		31年	23	8	7	7	0
		R2年	23	8	7	6	1
		R3年	8	1	1	1	0
		R4年	16	5	5	3	2
	藤沢	29年	70	22	12	3	9
		30年	61	24	15	7	8
		31年	70	16	13	10	3
		R2年	61	13	12	7	5
		R3年	52	12	11	7	4
		R4年	47	10	9	6	3

(続き)

(地域別計、単位：人)

市町名	年	入所待機者 ①	うち在宅の 入所待機者 ②	うち早期に 入所が必要 な者③	③のうち	
					③のうち早 急な入所が 必要	③のうち1 年程度で入 所が必要
一関市	29年	633	196	132	49	83
	30年	461	140	103	41	62
	31年	507	149	122	77	45
	R 2年	404	111	100	62	38
	R 3年	370	99	93	52	41
	R 4年	400	128	109	60	49
平泉町	29年	45	14	8	5	3
	30年	26	11	9	3	6
	31年	31	13	11	7	4
	R 2年	22	8	7	4	3
	R 3年	21	9	8	3	5
	R 4年	27	15	12	7	5
合計	29年	678	210	140	54	86
	30年	487	151	112	44	68
	31年	538	162	133	84	49
	R 2年	426	119	107	66	41
	R 3年	391	108	101	55	46
	R 4年	427	143	121	67	54



2 待機者の追跡調査の結果について

早期に入所が必要な方は、令和4年4月1日現在で121人であったが、12月31日時点では特別養護老人ホームやその他の施設への入所、死亡などにより45人に減少している。

なお、45人のうち待機期間が1年を超える待機者は20人となっており、また、翌年度には新たな待機者が発生することから、引き続き、第8期介護保険事業計画に基づいて、施設整備や在宅サービスの充実、要介護の重度化防止などの取組みを進める。

(一関地区広域行政組合管内計、単位：人)

項目	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	R2.4.1	R2.12.31 (追跡調査)	R3.4.1	R3.12.31 (追跡調査)	R4.4.1	R4.12.31 (追跡調査)
入所待機者数①	426	-	391	-	427	-
うち在宅の入所待機者②	119	65	108	60	143	53
うち早期に入所が必要③	107	51	101	46	121	45
③のうち早急に 入所が必要	66	33	55	31	67	26
③のうち1年程度で 入所が必要	41	18	46	15	54	19

令和4年度追跡調査における「早期に入所が必要な方」の減少理由

(単位：人)

R4.4.1	R4.12.31 (追跡調査)	計	減少数			
			死亡	特養入所	特養以外の施設等入所	その他(状態・状況の変化)
121	45	76	10	29	14	23

令和4年度一関西部地域連携推進会議報告

日時：令和4年11月30日（水）14時～16時30分
場所：一関保健センター 多目的ホール

1. 会議開催の目的

テーマ「地域共生社会への処方、
それぞれの関わりと課題
～事例を通じた支援の在り方～」



「一関西部地域連携推進会議」は、複数の日常生活圏域に共通し、市町村レベルでの検討が必要な課題について協議を行う場です。

西部地域管内では複合的な課題を抱えた対象者やその家族も増えており、西部地域管内の地域包括支援センターでも分野や制度を越えた横断的な対応が求められています。本年度は「地域共生社会への処方、それぞれの関わりと課題～事例を通じた支援の在り方～」をテーマとして会議を開催しました。

会議では、複合的な課題について模擬事例を用いてその関わりや支援方法を各分野の担当者等から回答、説明する機会を設けました。その中でそれぞれのサービス支援の流れと課題なども共有し、横断的な支援の必要性と協働支援体制の構築を図りながら具体的な課題解決に向けた意見交換を実施しました。

2. 状況報告

(1) 実践報告「複合的な課題を抱えた事例へのアプローチ」



寿光荘介護相談センター 管理者 佐々木 茂伸 氏
・既存の介護保険サービスだけでは対応しきれない課題を抱えた利用者及び家族が増えており、地域包括支援センターや医療機関等と連携し対応している。
・地域内の各種関係機関との顔の見える関係を構築することが重要。

一関障害者生活支援プラザ 相談支援専門員 小野寺 伸 氏
・単一の相談支援機関で担うことなく、各機関が主体的に、得意分野を活かしながら、地域の障害者相談支援体制の中で協働して、個々の相談に対応していきたい。
・障がい福祉以外の分野と、交流や課題を共有する機会を持ち、多様・複雑化した相談に対応していきたい。





一関市保健福祉部子育て支援課

主事 阿部 茉友花 氏

- ・子どもの親が障がいや疾患を抱えていたり、家庭が経済的に困窮していたりと、複数の機関からの支援が必要となる家庭が近年増えている。
- ・複合的な課題を抱える家庭からの相談が増えたからこそ、関係機関との関係性の構築はもちろんのこと、それぞれの機関の役割を理解し、適切に繋ぐことが大切だと感じる。

一関市社会福祉協議会生活支援課

(くらしサポートセンターいちのせき) ※生活困窮者自立支援

主任 千葉 康博 氏

- ・関係機関と連携しながら伴走的支援を行っている。
- ・多問題世帯へ対応するため、関係機関が連携し、支援チームを形成することが平時でもできることが理想である。
- ・制度を超えた連携には各相談機関における丁寧な聞き取り(アセスメント)が重要であり、紹介する場合は事前に連絡してほしい。



さくらまち地域包括支援センター

所長 太田 真希子 氏

- ・複数の課題を抱えた対象者及びその家族(複雑な事案)が増えており、単一機関での解決が困難となっている。また、解決が困難でかつ時間や人員を一定以上要する事案も増えている。
- ・身寄りがない、家族がいても関係性が悪く支援者がいない、経済困窮等の事案も増えている。



【実践報告より】

高齢者支援・障がい者支援・子育て支援・生活困窮者自立支援の各分野における相談支援の在り方について、「居宅介護支援事業所」「特定指定相談支援事業所」「子育て支援」「生活困窮者自立支援」「地域包括支援センター」の各機関より報告をいただき、共通理解を図りました。これまで、表面的に理解していたそれぞれの相談機関における支援の流れや課題について共有化することができました。

(2) 質疑応答 ※実践報告以外の参加機関からの報告も含む



【医療機関】

・支援の対象となる人だけではなく、その家族へも配慮又は支援が必要な状況があることが多くなり、関係機関による協力と連携で対応できている場合も増えている。

【地域包括支援センター】

動物の多頭飼育による問題を抱えたケースへの対応において、包括だけではなく、相談支援専門員や介護支援専門員などからも協力をもらい、横断的な対応を行ったケースがあった。支援対象が複数となった場合には、支援者側も非常に疲弊する。



【行政機関】

・支援をきっかけに、その家庭内にある別の問題が顕在化することがある(引きこもりなど)。また、支援を受けること自体を拒否するケースも少なくない。
・認知症・精神障がい者など単独では解決が難しいことも多いため、常に関係機関と一緒に対応している。

【居宅介護支援事業所】

・具体的にどこに(部署)につなげば良いのか参考になった。情報共有のしやすさや連携し対応するためには、普段からの関係作りが大切だなと感じた。



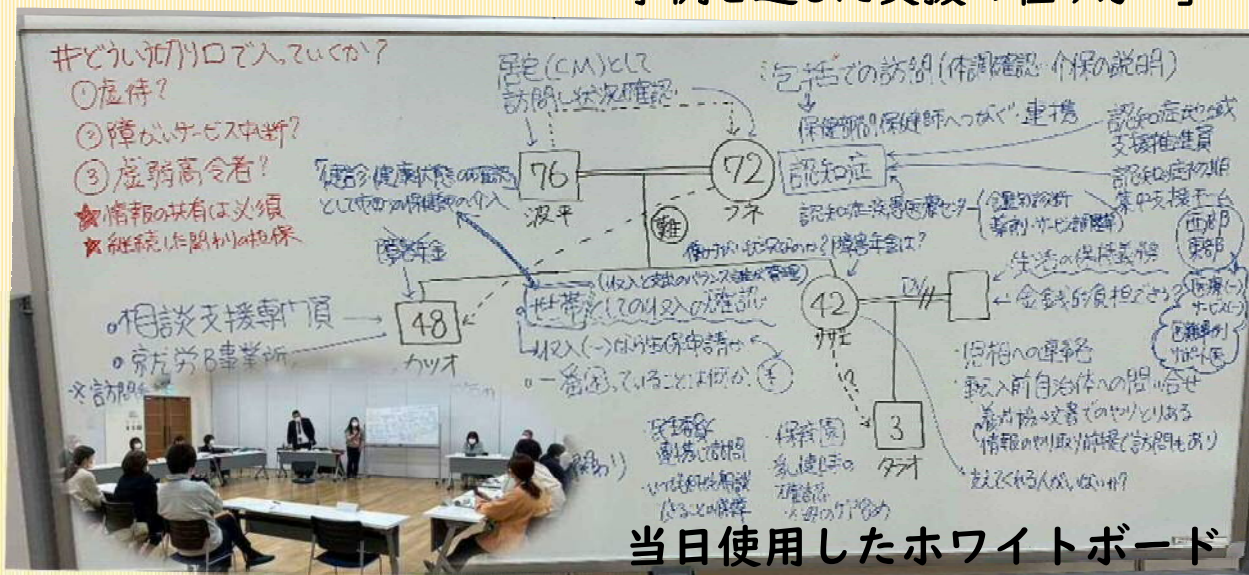
【その他】

・支援の連携・協力を依頼していくにあたって、それぞれの立場の状況をあらかじめ知っておくことは、相互理解が深まり良い効果があると思う。
・情報共有のしやすさや連携し対応するためには、普段からの関係作りが大切だなと感じた。

4. 意見交換

テーマ「地域共生社会への処方、それぞれの関わりと課題

～事例を通じた支援の在り方～



複数の課題を抱えた架空の事例を用いて参加機関としてどのように関わるか、支援を行っていくか意見交換を行いました。

出席者からは、

『支援案を考えたとき、それぞれの視点や切り口によって対応が違ってくこと、今までよくわからなかった機関の役割や動きについて、少しだが理解できたと思う』

『今回のような事例検討が継続して行われていくことは、すべての機関にとって有益なことだと感じた、いろいろな制度や仕組みの話を受けて良かった』

などの意見も聞かれており、改めて制度や分野を超えての連携や共有理解が重要だと考えることができました。

5. まとめ

昨今の仕組みとして支援対象に特化した制度や機関の創設により、分野・対象を特定しての支援を充実させてきたと思います。しかし、支援を必要とする人の中には、その家族や関係者も支援を必要とする状況にあることが多くありますが、支援を利用する側から横断的な支援を求めづらくなった部分もあります。今回の会議を通じ、専門職としてより横断的な支援が必要な状況が増えていることを改めて共通認識することができたと思います。

支援する側として相談支援の中で本人及び家族が抱えている問題に気づき、制度や分野を超えて適切な支援や機関へとつなぐことが必要であることを再確認しました。課題解決するためには関係機関や地域の支援を巻き込み顔の見える関係性の構築や相互にできることを確認し、それぞれの支援の中で、可能性を探ることも解決の一つの手段と言えます。そして誰もが住みやすい地域づくりに向かっていけるよう、今後も一緒に学びを深め考えていきましょう。

これまでの経緯

令和2年度 | 身元保証人について考える

参集者／司法書士、特養、県立病院相談員、身元保証サービス会社、居宅介護支援事業所、民生児童委員、支所保健福祉課

結論①／身元保証人に期待する役割は多岐にわたり、大抵は家族親族が担い手となる。
②／家族との関係性希薄、単身高齢者の増加により担い手は減少する一途である。

令和3年度 | 身寄りのない高齢者に係る介護サービス利用円滑化を考える

参集者／特養、居宅介護支援事業所、グループホーム、通所介護、訪問介護、支所保健福祉課、(助言者:社会福祉法人経営協/賃貸保証会社)

結論①／円滑なサービス提供には身元保証人が重要である一方、万全の体制ではない。
②／身元保証人ありきの体制により、それが機能しない場合のリスクマネジメント・問題意識の認識に法人間で温度差がある。

1.本会議のテーマ

令和4年度 | 家族や親族の有無によらず不安なくサービス提供するためには

過去の振り返り①／主催者側からの一方的な説明や質問を求める形では、議論の発展や活発で自由な意見交換が難しい。

②／机上の話ではなく、身近で刻一刻と迫りつつある問題として現場・行政双方が認識することが大切。

参集者／特養、居宅介護支援事業所、養護老人ホーム、支所保健福祉課、包括

目的①／福祉施設(事業所)同士、行政担当者が横につながることにより、各々が抱く現状と課題について共通認識を持つ機会とする。

②／結論が出ずとも自由な発想や気づきを出し合うことにより、机上の話ではなく身近で刻々と迫りつつある問題として認識する。

手法①／導入資料の紹介・説明

②／ワークショップ方式によりディスカッション※集合型→オンライン型へ切替

2.会議前半(導入資料の説明)

令和4年度第2回包括的・継続的ケアマネジメント研修会

「高齢者の身寄り問題と社会的孤立～社会的孤立の実態と伴走型支援～」

日本大学・みずほリサーチ&テクノロジーズ 藤森克彦氏講義資料をもとに構成・説明

■「家族の姿」の変化—もはや「昭和」ではない

昭和55年 | 夫婦と子供世帯:42.1%、3世代等世帯:19.9%、単独世帯:19.8%



令和2年 | 夫婦と子供世帯:25.0%、3世代世帯:7.7%、単独世帯:38.0%

■なぜ単身世帯(一人暮らし)が増加するのか

未婚化の進展や老親と子どもの別居等、ライフスタイルが変化した。

「孤立」とは家族やコミュニティとほとんど接触がない客観的状态

「孤独」とは寂しい、独りぼっちといった主観的概念

「伴走的支援(細く長くつながる)」+「家族に代替して支える仕組み」が必要では。

3. 会議後半（ワークショップ）

■ ワーク① 身元保証人ってなんで必要なの？

医療に関すること
医療同意、治療方針の決定

入所生活に関すること
入所退所時の手続き、入退院・体調急変時対応、債務保証、心のケア、日常生活上の世話

死後に関すること
遺体引き取り、遺品整理、死亡後の各種手続き・届出

■ ワーク② 身元保証人を決めておけば100%解決できる？

100%リスク回避可能

○比較的内容が軽易なこと(物を持って行く等)は引き受けてくれやすい。が、重いこと(病状説明聞く・判断する等)は了承をされにくい。程度により引き受け具合が変わる。

100%のリスク回避は不可

- 予測不能なこと(急変等)の場合は、時間帯により身元保証人がいても万全とは言えない。
- 名ばかりの身元保証人の場合、連絡がとれない、いつの間にか死去していた場合もある。
- 本人が意思表示困難な場合の意思決定は、身元保証人であっても判断できない。
- 本心は不本意で身元保証人を引き受けた場合は、連絡がついても対応を断られる。
- 本人のことをどれだけ分かっているか、入所前までの人付き合いがないと難しい。

■ ワーク③ 事業所で解決できる方法はある？

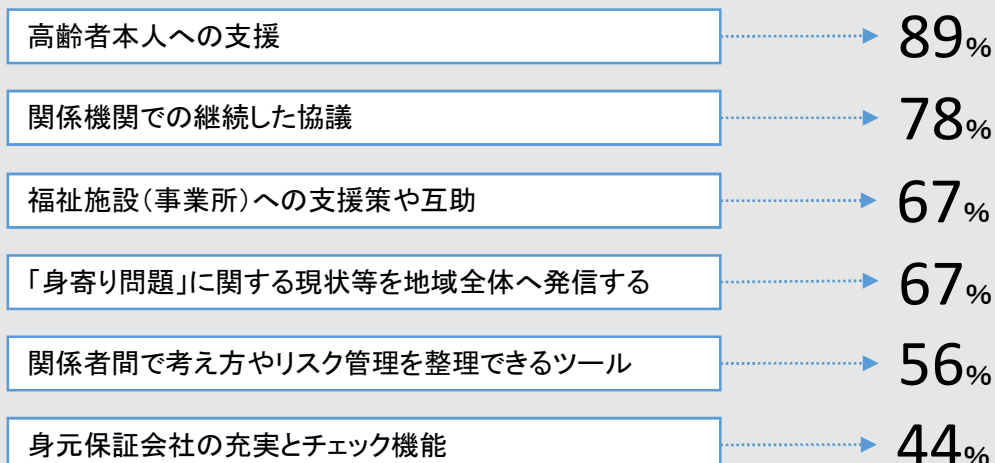
- 施設単独ではできることが限られる。地域全体で保証人となるような、行政と地域の連携・情報共有が必要。
- 「身寄りがない人が増えていく」という現実を地域に情報発信する。
- 職員が保証人機能を担う委任契約を交わす。※但し、介入時の責任所在等は難しい問題。
- 小遣いとして現金を預かり、職員が代理で必要物品を購入する。
- 本人の判断能力があるうちに緊急時対応について意思確認しておく。(書面に残し活用)
- 死亡時は葬儀社との提携により対応。事前に本人や家族から承諾を得て依頼する。
- 入所時の手続きに専門家との死後事務委任契約を盛り込む。

■ ワーク④ 家族や親族の有無によらず不安なくサービス提供するためには？

- 地域へ現状を情報発信し、現場職員や行政だけでなく地域住民、法律専門家にも入ってもらい、地域全体で共有・考えていく。
- 本人へ事前に意思確認した内容や人生会議の過程を入所後の支援方針に活用する。

4. アンケート結果（数値）

■ 家族や親族の有無不安なくサービス提供するためには、今後どのような対策や方法が必要だと感じましたか。(複数回答可)



■本会議で得られた情報の中で、参考になったこと、今後の業務に活かせることがありましたか。

■福祉施設(事業所)関係者同士の横のつながりは今後必要だと思いますか。

■本会議のような、福祉施設(事業所)関係者同士の横のつながりは今後必要だと思いますか。

■今後も「身寄りのない高齢者」「身元保証人等」に関する多機関・多職種協議や情報交換の場は必要だと思いますか。

いずれも「ある・必要」と回答した割合は

100%

5. アンケート結果 (記述)

■福祉施設・事業所関係者(抜粋・要約)

- 現状では簡単に身寄りのない高齢者に対応することはできない。新たなサービス体系を構築していく必要性を感じた。今回を切り口に、地域との連携を密にしていきたい。
- 関連するケースへどのように対応したのかなど、それぞれの視点から意見を聞き、共有したことで自分の気づきへつながった。
- 共通の悩みや課題を共有することで情報交換ができ、良い方向に向かえば良いと思う。
- 単独事業所では限界があるため、今後も継続協議・情報交換の場は必要。当該案件に関し、広く地域等に情報を発信し、地域の理解を得るためにも必要。
- 行政へ施設の持っている現実の悩みを実感してもらえる。互いに話しやすい関係が大切。
- 身寄りのない高齢者は今後も増加する。福祉施設においても避けて通れない課題。
- 各立場からできる、できないことの整理・共有により、課題解決へ向けて前進する必要がある。

■行政担当者(抜粋・要約)

- 身元保証人に法的な根拠がないこと、福祉施設が期待する役割を再確認した。福祉施設の職員が身元保証人についてどのように考えているか、現場の実情を知れた。
- サービスを利用する前から、今後どうしたいか考えるきっかけが大切。人生会議等。
- 共通の悩みや課題を共有することで、情報交換や協力関係の構築につながる。
- 行政側は机上での考えが進めることが多いが、現場の声を聴くことで問題点を明確にすることができる。
- 家族のあり方が変わり、単身世帯や離婚、子どもがいないなど様々な事由により、今後身寄り問題は更に増えていくと考える。今後も多機関・多職種協議や情報交換は必要。
- 身寄りのない高齢者は「気ままに生きてきた結果(自業自得)」というイメージを持たれかねないところだったが、災害を例に出せば、誰も身寄りがなくなる可能性がある。我が事として身寄り問題を考えていく必要がある。
- 福祉施設では身元保証人がいないことで苦慮することが多く、この現状と課題を地域全体で共有し、協議や情報交換の場をつくることは必要。

6. まとめ

■成果

- ワークショップ方式により福祉施設(事業所)と行政担当者が現状を共有するきっかけとなった。
- 結論が出ずとも、お互いが様々な発想や本音で伝え合い、気づきを共有することができた。

■今後

- 頼れる家族や親族がいることを前提とした体制には限界がある。身寄りがないことは今後スタンダードになり得るという意識転換を地域全体で認識していく必要がある。
- 身寄り問題は介護に限らず、医療・介護共通の課題である。関係者間で問題意識として捉え、「この地域で解決に向けてどのように動くか」継続的・繰り返し協議することが重要である。